

平成26年6月5日

一般社団法人全国信用組合中央協会
会長 渡邊 武

日本郵政株式会社の株式の処分に関する財政制度等審議会答申について

本日、財政制度等審議会より、「日本郵政株式会社の株式の処分について」が公表されました。

今回の答申は、郵政民営化法及び復興財源確保法に基づき処分されることとなる日本郵政株式会社の株式について、その売却処分の基本的考え方がとりまとめられたものと理解しております。

私どもは、従前からゆうちょ銀行の完全民営化にあたっては、具体的な計画を早期に示すことが不可欠であり、また、新規業務に参入するにあたっても計画で示した民営化への道筋の確実な実行が担保されることが、最低限必要であると考えております。

さらに、郵政民営化法では、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」といった理念が掲げられております。

日本郵政株式会社の株式の処分にあっても、郵政民営化法の基本理念に則り、深度ある審議・検討が行われ、郵政改革が本来の目的に沿って進められることを強く希望いたします。

以 上